

長 観 政 第 238 号
令 和 3 年 3 月 9 日

軍艦島観光船協議会 様

長崎市長 田上 富久
(公 印 省 略)

「端島見学施設利用禁止基準」の取扱いについて（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市観光行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、長崎市端島見学施設は、「端島見学施設利用禁止基準」において、見学施設の利用を禁止する際の基準を定めておりますが、この取扱いについて、令和2年12月22日に開催された「令和2年度 第3回長崎市端島見学施設運営審議会」における意見を踏まえ、下記のとおり整理しましたので、お知らせいたします。

より安全に万全を期した施設の運営のため、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 長崎市端島見学施設運営審議会からの意見

「端島見学施設利用禁止基準」の遵守については、市が管理者として再度周知徹底を図るべきであり、また、「伊王島沖に設置された波高計の測定値」については、接岸直前の測定値を採用すべきである。

2 1を踏まえた取扱いの整理について

- (1) 接岸可否の判断にあたっては、端島を視認できた時点での「伊王島沖に設置された波高計の測定値」の最新値を採用することとする。
- (2) (1)で確認した波高及び時間については、毎日、FAX等により市へ提出いただいている日報に明記して報告することとする。
- (3) 「端島見学施設利用禁止基準」に規定されている風速計の測定値についても、同様の取扱いとする。

3 本取扱いの適用日：令和3年4月1日から

〒850-8685

長崎市桜町4番1号（商工会館4階）

長崎市文化観光部観光政策課 担当：佐々木

電話：095-829-1152 Fax：095-829-1232